

2026 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名	株式会社 東北新社
代表者名	代表取締役社長 小坂 恵一 (コード番号 2329 東証スタンダード、名証メイン)
問合せ先	常務執行役員 沖山 貴良
電話番号	03-5414-0211 (代表)

**自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による
自己株式の買付けに関するお知らせ**
**（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け）**

当社は、2026 年 8 月 28 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 459 条第 1 項及び当社定款 31 条の規定に基づき自己株式を取得すること（以下「本自己株式取得」といいます。）及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、当社の支配株主である植村久子氏（以下「久子氏」といいます。）から、同氏が保有する当社普通株式の一部の売却について相談を受けたことを契機として、本自己株式取得の検討を開始いたしました。

その結果、本自己株式取得は、以下①から④のとおり、当社にとってメリットがあることから、久子氏による売却に合わせ、本自己株式取得を行うことが最適であると判断したため、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得を行うことといたしました。

① 株主還元の強化

本自己株式取得により取得する株式の総数は、久子氏から取得することを想定している最大株式数を上回る数とすることが予定され、久子氏以外の一般株主も本自己株式取得に応じてその保有株式を売却することが可能であって、本自己株式取得によって一般株主による当社株式の売却機会が拡充されることから、本自己株式取得により、当社による株主還元が強化されることになります。

② 資本効率の向上

本自己株式取得により自己資本が圧縮されることで、ROE をはじめとする資本効率に関連する各種指標の改善が見込まれます。

③ 流通株式比率の向上

現在、当社の流通株式比率は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の規則上、3D WH OPPORTUNITY MASTER OFC－3D WH OPPORTUNITY HOLDINGS（以下「3D」といいます。）が保有する当社株式（2026年3月31日時点の当社の発行済株式総数の18.70%）が流通株式として取り扱われていることにより、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準（25%以上）に適合しています。しかしながら、当社において、今後も安定して流通株式比率に係る上場維持基準を充足するためには、流通株式の割合を増やし、3Dの出資構成の変動その他の事由により、3Dの保有株式が流通株式として取り扱われないこととなった場合であっても、流通株式比率が上場維持基準に適合する状況になることが望ましいと考えております。

本自己株式取得により当社が久子氏の保有する当社株式を取得し、久子氏の当社株式の保有割合が10%未満となった場合には、これまで流通株式には該当しなかった久子氏の保有株式が流通株式に該当することになると考えており、当社の流通株式比率が改善されます。

④ 株式市場における需給への影響の緩和

久子氏が保有する大量の当社株式が市場で短期間に売却された場合には、当社株式の需給バランスが悪化し、当社株式の市場株価に悪影響が生じる可能性があります。

これに対して、当社が、ToSTNeT-3によって久子氏の保有株式を自己株式取得した場合には、久子氏がその保有株式を市場で短期間に売却する事態を回避することができます、株式市場における需給への影響及び市場株価への影響を緩和することができます。

2. 取得の方法

本日（2026年8月28日）の終値（最終特別気配を含む。）513円で、2026年8月31日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

3. 取得の内容

(1)	取得する株式の種類	当社普通株式
(2)	取得する株式の総数	19,000,000株（上限） 発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合13.81%
(3)	株式の取得価額の総額	11,000,000,000円（上限）
(4)	取得結果の公表	2026年8月31日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表します。

（注1）当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もございます。

（注2）取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行います。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本自己株式取得は、当社の支配株主である久子氏が売り手として参加することを予定したものであるため、支配株主との取引等に該当します。

当社が 2026 年 6 月 26 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりであるところ、本自己株式取得は、同指針に基づいて決定されたものです。

「支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本とし、客観性、中立性の確保に努め、会社法の定めに従い取締役会において決議等を行い、当社及び当社の株主各位の不利益とならないよう留意してまいります。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前営業日の株価終値での本自己株式取得を行う予定です。

また、本自己株式取得による取得株式数の上限は、久子氏から取得することを想定している最大株式数を上回る数とすることで、久子氏以外の一般株主にも売却の機会を提供しております。

さらに、利益相反を回避するための措置として、久子氏の一親等の親族である二宮清隆氏を除いた取締役のみで、本自己株式の取得に係る取締役会の審議及び決議を行っております。

以上に加え、利益相反を回避し、取引の公正を期する観点から、下記（3）のとおり、特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの意見書を入手した上で、取締役会にて決議しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要

本自己株式取得にあたり、支配株主からの独立性を有する当社の独立社外取締役である鈴木咲江子氏、上村はじめ氏、中川有紀子氏、長坂武見氏、加計本誠氏及び秋山徹氏の 6 名から構成される本特別委員会を設置しております。本自己株式取得に関する当社取締役会の決議に際しては、本特別委員会より、2026 年 8 月 27 日付けで、本自己株式取得は、以下①から③の理由から、当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見書を取得しております。

- ① 本自己株式取得は、株主還元の強化、資本効率の向上、流通株式比率の向上及び株式市場における需給への影響の緩和を目的として実施されるものであり、本自己株式取得の目的は合理的である。
- ② 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用する本自己株式取得は、久子氏が保有する当社普通株式を売却するための他の手法と比較して、迅速性に優れ、取得価額は東京証券取引所における取得日の前営業日の市場株価の終値となることから、価格の

公正性が確保され、かつ、久子氏以外の一般株主も取引に参加可能であり、すべての株主に対して売却機会を提供することができるため、当社にとって、久子氏が保有する当社普通株式を売却する手法かつ自己株式取得の手法として適切である。また、本自己株式取得の取得価額は、上記のとおり、東京証券取引所における取得日の前営業日の市場株価の終値という恣意性のない価格であり、かつ、本自己株式取得は、本特別委員会が当社及び久子氏から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングから2026年8月27日付けで取得した株式価値算定書の株式価値算定のレンジの範囲内又はそれを下回る価格で行うことを前提としていることから、本自己株式取得の取得価額は妥当な価格であると考えられ、本自己株式取得の取引条件は妥当である。

- ③ (i)本自己株式取得の検討に当たっては、支配株主である久子氏からの独立性を有する取締役により構成される本特別委員会を設置していること、(ii)本特別委員会は、独立性及び専門性を有する本特別委員会の独自のリーガル・アドバイザーから助言を得るとともに、独立性及び専門性を有する本特別委員会の独自の第三者算定機関から株式価値算定に関する説明及び報告を受けていること、(iii)当社は、独立性及び専門性を有するリーガル・アドバイザーから助言を得ていること、(iv)久子氏の一親等の親族である二宮清隆氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、本自己株式取得について決議する当社取締役会の審議及び決議には一切参加しないことが予定されており、また、当社の立場において久子氏との協議及び交渉にも一切参加しておらず、今後参加の予定もなく、その他、久子氏及び本自己株式取得に特別な利害関係を有する者が当社に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められないことから、本自己株式取得の実施について適切な公正性担保措置が講じられており、本自己株式取得の手続は公正である。

5. 今後の見通し

本自己株式取得により、当社の支配株主、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる可能性があります。当該事由の発生を認識した場合は直ちにお知らせいたします。本自己株式取得が当社の業績に与える影響は軽微です。

以 上